

特定教育・保育に係る保育料負担金徴収基準額表

※階層基準の判定については、市民税額を用います。

令和7年度市民税の変動により、階層区分を変更しています。

階層区分		階層基準	徴収基準額 [月額保育料] ※半額又は第2子以降の場合は()内の金額			
国	市		0歳から2歳児(軽減前)		軽減後	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A00	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
2	B00	母子、父子世帯及び在宅障がい児(者)世帯	(0)	(0)	(0)	(0)
	B01	市民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	(0)
3	C10	母子、父子世帯及び在宅障がい児(者)世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
			7,000	6,900	2,330	2,300
	C11	均等割のみの世帯	(8,100)	(8,000)	(5,400)	(5,330)
			16,200	16,000	10,800	10,660
	C20	母子、父子世帯及び在宅障がい児(者)世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
	C21	所得割課税額 48,600円未満	(8,600)	(8,500)	(5,730)	(5,665)
		17,200	17,000	11,460	11,330	
4	D11	母子、父子世帯及び在宅障がい児(者)世帯	(3,500)	(3,450)	(0)	(0)
			7,000	6,900	2,330	2,300
	D12	所得割課税額 48,600円以上～77,101円未満	(12,750)	(12,550)	(8,500)	(8,365)
	D14		25,500	25,100	17,000	16,730
D01	所得割課税額 77,101円以上～97,000円未満	(12,750)	(12,550)	(8,500)	(8,365)	
		25,500	25,100	17,000	16,730	
5	D02	所得割課税額 97,000円以上～133,000円未満	(16,800)	(16,550)	(14,900)	(14,650)
		33,600	33,100	29,800	29,300	
D03	所得割課税額 133,000円以上～169,000円未満	(18,150)	(17,850)	(17,600)	(17,300)	
		36,300	35,700	35,200	34,600	
6	D04	所得割課税額 169,000円以上～301,000円未満	(23,000)	(22,650)	(23,000)	(22,650)
		46,000	45,300	46,000	45,300	
7	D05	所得割課税額 301,000円以上～397,000円未満	(25,000)	(24,600)	(25,000)	(24,600)
		50,000	49,200	50,000	49,200	
8	D06	所得割課税額 397,000円以上	(25,000)	(24,600)	(25,000)	(24,600)
		50,000	49,200	50,000	49,200	